

◎所得控除について

種 類	控 除 内 容					
雑 損 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者などの親族が有する資産について、前年中に風水害・火災などの災害や盗難・横領によって損害を受けた場合の控除です。		損失金額－保険金などで補てんされる金額＝差引損失金額 (1)差引損失金額－総所得金額等×10% (2)差引損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円 (1)と(2)のいずれが多い金額			
医 療 費 控 除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費がある場合の控除です。 次の①か②の選択適用になります。		①医療費控除額 (※最高200万円まで)＝支払った医療費－保険金などで補てんされる金額 (1)10万円 (2)総所得金額等×5% いすれか少ない金額 ②セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (※最高8万8千円まで)＝支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金などで補てんされる金額 12,000円			
社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などに対する控除です。		支払った保険料等の金額			
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	前年中にあなたが支払った小規模企業共済制度の共済契約や心身障害者扶養共済の掛金及び確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金に対する控除です。		支払った掛金の金額			
生 命 保 険 料 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族が受取人になっている一般生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約で前年中にあなたが支払った保険料等から契約者配当金を差し引いた残りの金額がある場合の控除です。一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の各々について右表で求めた金額が控除されます。※旧契約は平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料、個人年金保険料が対象になります。新契約は平成24年1月1日以後締結した一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が対象になります。※旧契約と新契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除がある場合、それぞれの計算式で求めた合計額となります。(限度額28,000円)ただし、旧契約について控除額が28,000円を超える場合は旧契約で算出した金額となります。(限度額35,000円)	旧契約	支払金額	控除額(控除限度額35,000円)		
			～ 15,000円	支払保険料の全額		
		新契約	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料×1/2+7,500円		
			40,001円 ～ 70,000円	支払保険料×1/4+17,500円		
			70,001円 ～	35,000円		
			56,001円 ～	28,000円		
地 震 保 険 料 控 除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族が有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合の控除です。また、経過措置で従前の長期損害保険契約等(旧長期保険料)に係る控除も受けることができます(平成18年12月31日までに締結されたものに限る)。右表で求めた金額が控除されます。 ※ 地震と旧長期の両方がある場合は各々の控除額の合計となります。ただし、限度額は25,000円です。	地震	支払金額	控除額		
			～ 50,000円	支払保険料×1/2		
		旧長期	50,001円 ～	25,000円		
			～ 5,000円	支払保険料の全額		
		5,001円 ～ 15,000円	支払保険料×1/2+2,500円			
		15,001円 ～	10,000円			
ひとり親控除	12月31日の現況で下記の全ての要件に該当する人			30万円		
① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人						
② 生計を一にする子がいる人(総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族ではない子)						
寡 婦 控 除	③ 合計所得金額が500万円以下である人			26万円		
ひとり親に該当せず、下記①または②に該当する人						
勤 労 学 生 控 除	① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人			26万円		
	② 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人					
障 害 者 控 除	大学や高校などの学生や生徒で合計所得金額が75万円以下でかつ当該金額のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下である方は、勤労学生控除を受けることができます。		特別障害者(身体障害者1級・2級の方など)		30万円	
	あなたや同一生計配偶者や扶養親族が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳や厚生労働大臣または市町村長からの証明書の交付を受けている場合等は障害者控除を受けることができます。 ※障害者控除は扶養親族が16歳未満の場合も適用されます。		同居特別障害者		53万円	
			その他の障害者		26万円	
配 偶 者 控 除	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円(給与収入では103万円)以下の場合、あなたの合計所得金額に応じ右記の金額が控除されます。	↓ 配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額→	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
				48万円以下	① 一般(昭和30年1月2日以降に生まれた方) ② 老人(昭和30年1月1日以前に生まれた方)	控除額
配 偶 者 特 別 控 除 (注)あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除・配偶者特別控除を受けられません。	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円(給与収入では1,030,000円)を超え、かつ133万円(給与収入では2,015,999円)以下の場合に、あなたの合計所得金額に応じ右表で求めた金額が控除されます。	48万円超	控除額	38万円	26万円	13万円
				33万円	22万円	11万円
				31万円	21万円	
				26万円	18万円	9万円
				21万円	14万円	7万円
				16万円	11万円	6万円
				11万円	8万円	4万円
				6万円	4万円	2万円
				3万円	2万円	1万円
				0万円	0万円	0万円
扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)の合計所得金額が48万円(給与収入では103万円)以下の場合、右記の金額が控除されます。平成24年度から16歳未満は控除対象になりません。	① 一般(平成18年1月2日から平成21年1月1日まで、または昭和30年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた方) ② 特定(平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方) ③ 老人(昭和30年1月1日以前に生まれた方) ④ 同居老親等(③のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居している方)	33万円			
			45万円			
			38万円			
			45万円			
基 礎 控 除	収入要件に応じて、右記のとおり控除額が適用されます。	合計所得金額			控除額	
		2,400万円以下			43万円	
		2,400万円超2,450万円以下			29万円	
		2,450万円超2,500万円以下			15万円	
		2,500万円超			なし	